

放射性医薬品製造施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（案）

丹波篠山市（以下「甲」という。）と日本チバガイギー株式会社篠山工場（以下「乙」という。）は、乙の工場敷地内の放射性医薬品の製造及び保管、放射性医薬品の原料となる放射性物質及び放射性廃棄物の保管に供する施設（以下、「放射性医薬品製造施設」という。）周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護するとともに地域の生活環境を保全することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（安全確保の責務）

- 第1条 甲及び乙は、放射性医薬品製造施設周辺の安全確保が全てに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。
- 2 乙は、放射性医薬品製造施設周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、関係諸法令等の遵守はもとより、放射性医薬品製造施設の使用に万全の措置を講ずるものとする。

（放射性物質等の保管管理）

- 第2条 乙は、放射性物質、放射性医薬品及び放射性廃棄物（以下、「放射性物質等」という。）の保管及び管理にあたっては、法令等に定めるところによるほか更に安全確保に必要な措置を講ずるものとする。

（公害の防止）

- 第3条 乙は、その放射性医薬品の製造に関する事業活動に伴って生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（新增設等に対する事前説明）

- 第4条 乙は、放射性医薬品製造施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更し、又はこれらに係る用地の取得をしようとするときは、事前に甲及び別に定める自治会（以下、「関係自治会」という。）にその旨を説明するものとする。

（監視体制の強化）

- 第5条 乙は、放射性物質等の保管について監視体制の充実強化を図り、積極的に監視測定を行うとともに、その結果を記録し、甲に報告するものとする。

(委託企業等の指導)

第6条 乙は、放射性物質等に関する業務を委託したときは、受託者に対し、安全管理上の教育訓練を徹底するとともに、指導監督を十分に行い、受託者の事業活動に起因して安全が損なわれないよう措置するものとする。

(防災対策)

第7条 乙は、防災体制の充実強化を図るとともに、関係自治会等における別定める防災対策に積極的に協力するものとする。

(自主規制)

第8条 乙は、事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があるときは、放射性医薬品製造施設の全部又は一部の使用の停止等必要な措置を講ずるものとする。

(安全上の措置)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対し放射性医薬品製造施設の使用の停止、管理等の方法の改善、安全対策の強化等安全確保のための措置を求めることができる。

(1) 第11条第1項に規定する立入調査の結果、地域の安全対策上特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。

(2) 乙の事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があると認められるとき。

2 乙は、第1項の求めがあったときは、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置について甲に報告するものとする。ただし、放射性医薬品製造施設の全部又は一部の使用の停止等については、関係法令の規定により措置するものとする。

3 乙は、第1項の求めにより使用を停止した放射性医薬品製造施設について、使用を再開しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

(損害の補償)

第10条 乙は、放射性医薬品製造施設の使用に起因して地域住民に損害を与えた場合は、誠意をもって補償するものとする。

(立入調査等)

第11条 甲は、放射性医薬品製造施設周辺の安全を確保するため必要と認めるときは、乙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる職員等に乙の施設に立ち入り、

必要な調査をさせることができる。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に掲げる一般職の職員
 - (2) 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める者
- 2 乙は、第1項の立入調査に協力するものとする。

（保安関係の規程の遵守）

第12条 第11条の規定により乙の施設に立ち入る者及びその同行者は、安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。

（定期的な報告等）

第13条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、毎年度当初に報告するものとする。

- (1) 年間主要事業の計画
 - (2) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施計画
 - (3) 放射線業務従事者の放射線被ばく状況
- 2 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、四半期ごとに報告するものとする。
- (1) 第5条に規定する監視測定の結果の記録
 - (2) 放射性医薬品製造施設の使用の状況
 - (3) 放射性物質等の輸送状況
 - (4) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施状況

（随時の報告）

第14条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、その都度速やかに報告するものとする。

- (1) 放射性医薬品製造施設の安全管理に関する基本規定の策定又は改廃をしたとき。
- (2) 放射性医薬品製造施設の新増設等工事を完了したとき。
- (3) 放射性医薬品製造施設を変更しようとするとき。（第4条の規定が適用される場合を除く。）
- (4) 放射性医薬品製造施設の定期検査を実施しようとするとき及び実施したとき。
- (5) 報道機関に対し、特別に広報又は公表をするとき。
- (6) 放射性医薬品製造施設の定期的な評価を実施し、国に報告したとき。
- (7) 放射性医薬品製造施設を廃止したとき。

(8) その他必要な事項

(事故・故障等の連絡等)

第15条 乙は、放射性医薬品製造施設等において、次の各号に掲げる事故・故障等が発生したときは、甲及び関係自治会に対し、その旨を直ちに連絡するとともに、その状況、原因、それに対する措置、環境への影響等について速やかに報告するものとする。

- (1) 放射性物質等が異常に漏えいしたとき。
- (2) 放射線業務従事者等について、別に定める線量を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (3) 放射性医薬品製造施設に重大な故障があったとき。
- (4) 工場敷地内において火災があったとき。
- (5) 放射性物質等の輸送中に事故があったとき。
- (6) 放射性物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 前各号のほか、放射性医薬品製造施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態があったとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事故・故障等が発生した場合以外の場合であっても、連絡及び報告の必要があると判断したときは、甲に対し、必要な事項について、直ちに連絡するとともに、速やかに報告をするものとする。

3 前2項に規定する連絡及び報告のほか、甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、必要と認める事項について連絡及び報告を求めることができる。この場合において、乙は、甲に対し、必要な事項について直ちに連絡するとともに、報告を求められた事項その他必要な事項について、速やかに報告するものとする。

(関係自治会との協議)

第16条 甲及び関係自治会は、前項の報告について協議すべき事項が生じた場合は、乙に対し、協議を求めることができるものとし、乙はこれに誠実に応じるものとする。

(諸調査への協力)

第17条 乙は、甲が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(細則)

第18条 この協定の施行に必要な細目については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

兵庫県丹波篠山市北新町41番地

甲 丹波篠山市長 酒井 隆明

乙

放射性医薬品製造施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書における別に定める内容

規定条文	規定内容	別に定める内容
協定第4条	別に定める自治会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日置自治会 (2) 日置団地自治会 (3) 入組自治会 (4) 西ノ堂自治会 (5) 上宿自治会 (6) 井ノ上自治会 (7) 北嶋自治会 (8) 畑井自治会 (9) 宮ノ前自治会 (10) 畑市自治会 (11) 小中自治会 (12) 辻自治会 (13) 曾地口自治会 (14) 桜ヶ丘自治会 (15) 曾地中自治会 (16) 曾地奥自治会 (17) 野々垣自治会 (18) たかしろ台自治会 (19) 西荘台自治会 (20) 八上上自治会
協定第7条	別に定める防災対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時用通報連絡体制の整備 (2) 緊急時における環境放射線モニタリング (3) 緊急時における警察、消防本部及び消防団等との連携 (4) 緊急時における原子力防災資機材の提供 (5) その他地域の原子力防災対策に必要な事項
協定第15条 第1項第2号	別に定める線量	(1) 放射性医薬品製造施設の故障等により管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときにおいては、当該被ばくに係る

		<p>実効線量が放射線業務従事者について5 ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の ものについて0.5ミリシーベルト</p> <p>(2) 放射線業務従事者について法令に定め る線量限度</p>
協定第15条 第1項第7号	放射線障害以外 の障害であって 別に定めるもの	<p>(1) 入院治療を必要としないもの。</p> <p>(2) R I 法適用施設において発生したも の。</p>